

7 福薬業発第173号
令和7年8月21日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 濱 寛

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけのお願い（協力依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり文書が届きましたのでお知らせします。

熱中症対策の強化については、令和7年7月15日付け7福薬業発第135号にて、薬局等におけるリーフレットの活用や行政機関が行う普及啓発等への協力等をお願いしたところですが、今般、環境省ほか関係省庁より、高齢者に対して、なお一層の熱中症予防を行う必要があることから、熱中症予防行動の声かけ等への協力が求められ、呼びかけの例等が示されました。

特に多くの高齢者等が利用する薬局やドラッグストアにおける取組が熱中症予防の促進のためには効果的であるため、リーフレット等をご活用いただき、可能な範囲で広く呼び掛けていただきますようお願いいたします。

ご多忙のことと存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 174 号
令 和 7 年 8 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 原 口 亨

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

環境省ほか関係省庁より別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

熱中症対策については、令和7年7月11日付け日薬業発第119号にて、薬局等におけるリーフレットの活用や行政機関が行う普及啓発等への協力等をお願いしたところですが、今般、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、なお一層の熱中症予防を行う必要があることから、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等への協力が求められており、呼びかけの例等が示されております。

また、政府、関係省庁において、それぞれ熱中症予防に資する様々なリーフレット等が作成されており、高齢者のための熱中症対策のリーフレットについては以下のとおり掲載しております。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○高齢者のための熱中症対策リーフレット

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf

事務連絡
令和7年8月18日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

熱中症対策のための高齢者への見守り・声かけについて（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

気候変動の影響により、国内の熱中症による死者数は非常に多くなっており、また、今後、地球温暖化が進行すれば、熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症対策を一層強化するため、気候変動適応法（平成30年法律第50号）が令和5年4月に改正され、令和6年4月に全面施行されました（気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）。【参考1】参照）。

政府においては、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）【参考2】に基づき、令和7年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。これに関しては、「令和7年度における熱中症対策について（協力依頼）」（令和7年4月1日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）【参考3】において、各関連団体・各関連民間事業者に対して熱中症対策の強化への協力を依頼したところです。

その上で、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、なお一層の熱中症予防を行う必要があります。このため、下記の内容を踏まえて、高齢者に対する熱中症予防行動の声かけ等に御協力いただきますようお願いします。

記

1. 高齢者の特性を踏まえた熱中症予防

一般的に高齢者は、以下の様に、熱中症になりやすい身体的特性があることが知られています。

<高齢者が熱中症になりやすい理由>

- ・「暑い」と感じにくくなる
- ・行動性体温調節が鈍る
- ・発汗量・皮膚血流量の増加が遅れる
- ・発汗量・皮膚血流量が減少する
- ・体内の水分量が減少する
- ・のどの渴きを感じにくくなる

実際に、総務省消防庁や厚生労働省の調査結果によると、熱中症による救急搬送者や死亡者の多くは、高齢者となっています。

これらを踏まえ、特に高齢者に対しては、その特性を踏まえて、熱中症予防行動の呼びかけを行うことが重要です。

<全ての方に対する熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・こまめに水分・塩分補給をしましょう
- ・暑さ指数を確認しましょう
- ・適切にエアコンを使用しましょう
- ・周囲の方に見守り・声かけをしましょう

<高齢者の特性を踏まえた熱中症予防行動の呼びかけの例>

- ・のどが渴かなくても、早め早めに水分や塩分を補給しましょう
- ・高血圧症や糖尿病などの持病があり治療中の方は、水分や塩分の摂取に関してかかりつけ医や主治医と予め相談しましょう
- ・高齢者は、暑さを感じにくいため、W B G T 計や温湿度計などを用いて、室内温度を一定に保つようにしましょう
- ・エアコンを積極的に使用しましょう。その際、直接肌に風が当たらないようにしましょう
- ・日常的に運動している高齢者は発汗量が多いことが知られています。このため、無理のない範囲で、1日1回汗をかく運動を行うよう心がけましょう
- ・高齢者の世話をする周囲の人は、高齢者の体調（元気か、食欲はあるか、熱はないか、脇の下・口腔の乾燥具合）、具合（体重、血圧の変化、心拍数、体温）、環境（世話をする人がいない間の過ごし方、部屋の温度や湿度、風通し、換気、日当たり）のそれぞれが適しているかどうかを確認・サポートしましょう

2. 高齢者への見守り・声かけ等について

高齢者の世話をする方、家族に高齢者がいる方、その他一般の方、いずれについても、周囲にいる高齢者に対して、こまめに見守り・声かけ等を行っていただくようお願いします。なお、政府・関係省庁では、それぞれ熱中症予防に資する様々なリーフレットなどを作成し

ていますので、各関連団体・各関連事業者におかれましては、適宜、御活用ください【参考4】。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考 2】熱中症対策実行計画(令和5年5月30日閣議決定)（抄）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

第1章 热中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

(3) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第2章 热中症対策の具体的な施策

2. 热中症弱者のための热中症対策

熱中症による死者の多くが高齢者である大きな要因として、高齢者が暑さや喉の渴きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることがあるため、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことがある。熱中症弱者については、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策を講じていく。その際、自助で熱中症予防行動をとることが基本であるが、これが難しい場合もあることから、家族や周囲の人々による見守りや声かけ等の共助や公助が重要である。

【具体的な施策】

- 高齢者に熱中症予防を呼びかけるリーフレット等を作成し、様々なルートを通じて周知する。<消防庁、厚生労働省、環境省>
- 热中症弱者に対して熱中症予防のための見守りや声かけが恒常的に行われる地域コミュニティが形成されるよう、地方公共団体の取組を支援する。<内閣官房、厚生労働省、環境省>
- エアコン利用の有効性や熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であること、効率的なエアコンの利用方法について、高齢者に対する周知を強化する。<厚生労働省、環境省>
- 改正適応法に基づく熱中症対策普及団体（以下「熱中症対策普及団体」という。）や、他の福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体に対して、熱中症弱者の見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動を依頼する。<内閣官房、厚生労働省、環境省>
- こどもの事故防止ハンドブック等を通じ、注意喚起及び啓発を推進する。<こども家庭庁>

- 生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いについて周知する。<厚生労働省>
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを作成し、周知する。<厚生労働省>
- 热中症予防行動等に関して、地方公共団体や熱中症対策普及団体等に対する研修を行う。<環境省>
- 様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。<消防庁、環境省>

【参考3】令和7年度における熱中症対策について（協力依頼）（令和7年4月1日環境省ほか関係府省庁連名事務連絡）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/notice/20250401_notice1.pdf

【参考4】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

- 热中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

- 热中症環境保健マニュアル～総論～（2025 年 7 月版）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual_ov.php

- ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- 热中症予防行動／ポスター
- 热中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- 热中症が増えています／リーフレット
- 高齢者のための热中症対策／リーフレット
- 災害時の热中症予防／リーフレット

- 救急搬送状況、热中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- 热中症予防啓発ポスター
- 予防啓発ビデオ
- 热中症対策リーフレット
- 訪日外国人のための救急車利用ガイド

- 学校教育活動における热中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

- 热中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu

u_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html>